平成２５年（フ）第４７号
福岡県久留米市三潴町西牟田1676番地17
債務者　近藤　正勝
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５２号
福岡県久留米市西町207番地10
債務者　松石眞智子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２２号
福岡県田川市千代町11番12号、前住所福岡県田川市大字伊田3524番地　コーポ光102
債務者　佐々木銀石
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３３号
福岡県田川郡香春町大字採銅所5384番地１、前住所福岡県田川郡香春町大字中津原1915番地３
債務者　吉野　愛子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第７４号
大分市大字古国府107番地の１　佐藤ビル403
債務者　布木　央郎
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４号
大分県佐伯市大字鶴望1057番地１　高瀬住宅
債務者　吉岡泰州博
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
兵庫県たつの市龍野町富永367番地
債務者　島津　行則
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第３６号
宮崎県日向市大字財光寺6527番地42
債務者　前田　信昭
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１８号
宮城県石巻市開成１番地40仮設開成第十四団地８－４号、前住所宮城県石巻市鹿妻南２丁目４番22号ハイツ潮菊荘201号
債務者　石森　未央
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
広島県福山市今津町731番地２
債務者　井田　征臣
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１７８号
神戸市東灘区森南町１丁目４番12―405号
債務者　松田美紀子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
兵庫県丹波市山南町北和田184番地
債務者　西脇ゑみ子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
広島県福山市引野町北３丁目７番10号　ローズハイツ高屋105、旧住所広島県福山市引野町南１丁目４番15号　センチュリーハイツＡ202
債務者　中山　信二
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第５７号
広島県福山市水呑町165番地７
債務者　迫田真由美
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４４号
神奈川県横須賀市上町１丁目89番地　久保田荘11号
債務者　水野　尚史
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１８５号
島根県雲南市木次町下熊谷1124番地２、前住所鳥取県西伯郡大山町末長29番地
債務者　安原　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１号
松江市玉湯町玉造44番地２
債務者　山岡　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松江地方裁判所民事部